６東三介第号外

令和６年４月１日

介護サービス事業所　各位

東三河広域連合介護保険課長

中山間地域居宅サービス運営支援金交付事業の対象事業の拡大について（通知）

日頃より東三河地域の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、東三河広域連合では、東三河の中山間地域（新城市鳳来地区・作手地区・設楽町・東栄町・豊根村）の高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で在宅生活を継続できるように、１件毎に長距離移動を要する中山間地域の居宅を訪問して、介護サービスを提供する事業所に対し、運営負担の軽減のため、毎月のサービス提供実績に応じた運営支援金を交付してまいりましたが、令和６年４月１日より対象事業を拡大し、通所系サービス、短期入所サービス、居宅介護支援事業所においても送迎実績、訪問実績に応じた運営支援金を交付し、事業所の安定した運営環境の確保を図ります。

事業の詳細及び手続きについては、ホームページに掲載する別添資料、交付要綱及び各種様式を参照下さい。

【お問い合わせ】

介護保険課　指定グループ

電話：0532-26-8470・8471　FAX：0532-26-8475

E-mail: kaigohoken@union.higashimikawa.lg.jp